

第2回懇談会における意見に対する仙台市の考え方について

委員からのご意見	仙台市の考え方
1. 世代ごとの交通安全教育の推進	
<p>前回の懇談会でも話があった、中学校、高校における自転車の教育が必要だと思うので条例で規定する必要がある。</p>	
<p>学校における教育に関しては、学校に任せれば良いという発想をやめなければ、学校だけに負担をかけることとなる。社会全体が担うという意識を持つべきで、どこかで誰かが何かをすれば良いという考えはやめるべきである。</p>	<p><input type="checkbox"/>学校における自転車の安全教育について、若年層における自転車事故が多く発生している現状からすると、学校として児童、生徒及び学生の自転車交通安全に対し一定の責務を負う必要があると考えている。学校の長の責務として、関係各団体や地域と協力して自転車安全利用の教育を行うように努めることを条例に規定したいと考えている。</p>
<p>各世代への自転車安全利用の教育について、世代ごとに推進できれば理想の形ではあるが、そのためには具体的な教育の内容や方法まで条例に規定しなければ、世代ごとに細かく分けて規定しても、実効的なものにはなりにくいと思う。</p>	<p>また、実施する教育の内容については、意見のとおり重要だと捉えており、市の責務として自転車の安全な利用に関する計画の策定について条例に規定し、その計画の中で具体的な教育の内容を検討して参りたい。</p>
<p>私は年間を通して子供に対する自転車の交通安全教育を行っているが、実際の道路では、子供が習った内容と全く違うルールで動いている。その環境を作っているのは大人なので、大人の意識を変えなければならない。条例をつくる以上は罰則とまでは言わないが、企業や団体等に対するペナルティを条例において明確に規定し、それに基づいて自転車の違反行為に対してチェックをする仕組みを考えるべき。</p>	<p><input type="checkbox"/>大人への交通安全教育という観点に対しては、仙台市内で事業活動を行う者を事業者と定義して、事業者の責務の中で、従業員への研修や情報提供を行うよう規定して参りたい。</p> <p>企業や団体等への罰則を設けるべきという意見については、個人の交通違反などの行為に対し、その者が所属する企業に罰則等を課すことは一般的に行われていないと認識しており、仮に違反行為を行った者の監督、使用者責任が生じるものについては、関係法令等において既に定められているものと考えている。</p>
<p>自転車の位置づけや、被害者の側面と加害者の側面を明確にしないと交通安全教育の中身もはっきりしないため、自転車の位置づけについて規定することが重要である。</p>	<p><input type="checkbox"/>自転車の位置づけについて、加害者、被害者の両方の側面があることを条例に記載することで交通安全教育の前提として参りたい。</p>

※: 条例に規定する内容について検討する事項
: 今後の取組みの内容について検討する事項

第2回懇談会における意見に対する仙台市の考え方について

委員からのご意見	仙台市の考え方
2. 自転車用ヘルメットの普及促進	
<p>ヘルメットは全体的に着用させる必要があり、未成年者のヘルメット着用は義務付けても良いと思う。</p>	<p>□現在、道交法においては幼児・児童に着用させることについて、その保護者が努めることとされている。本市では、交通事故被害の軽減のため、全ての自転車利用者が乗車用ヘルメットを着用することが望ましく、推進すべきとは考えているため、自転車利用者の責務として乗車用ヘルメットの着用を努めるよう規定したい。</p>
<p>今の子供達は、幼少期からヘルメットを着用する意識がついてきているが、乗せている親はそういった意識があまり無く、ヘルメットを着用している大人は少ない。 ヘルメットの着用を促進するならば、現状のように自転車に歩道を走らせているヘルメットの有効性に関して説得力がないので、自転車に車道を走らせた上でヘルメットの必要性を説明しないと意味がない。</p>	
<p>私は、プライベートでサイクリングをしており、ヘルメットは有効だと思っているが、髪型が崩れることや、一般的にあまり浸透していないことなどもあり、周囲に勧めるのは難しいと思う。全ての人を対象にした方が良いとは思いますが、統計的に高齢者の事故が多く、重篤化しやすいことから、高齢者に着用を促すことが重要であると思う。</p>	

※□: 条例に規定する内容について検討する事項
 ■: 今後の取組みの内容について検討する事項

第2回懇談会における意見に対する仙台市の考え方について

委員からのご意見	仙台市の考え方
3. 自転車賠償責任保険の加入促進	
<p>保険については、強制的に加入させるよう義務付けが必要。</p>	<p><input type="checkbox"/> 自転車損害賠償保険等への加入は、事故被害者の保護という観点から、強く推進すべき重要な事項と考えており、自転車利用者及び未成年者の保護者に対し義務として規定したい。</p>
<p>努力義務と義務は罰則が無いのであればあまり変わらない。義務化を大きな方針として、その啓発を誰が誰に対して行うかが重要だと思う。</p>	
<p>自転車の位置づけをきちんと規定して、自転車の加害者の側面と被害者の側面をきちんと明らかにした上で、交通安全教育と保険の話をしていければ、反発されないのではないかと。</p>	
<p>保険の義務化、努力義務についてはあまり変わらないというが、義務化されれば、いろんなところに義務化と書けるのでPR効果がある。罰則が無いとしてもイメージが違い、効果が出るのではないかと思う。</p>	
<p>自転車も車と同様に車両についての理解が進めば、同時に自転車の危険性について理解ができるので、点検・整備することと保険の加入については、上手に訴えていけば理解してもらえと思う。</p> <p>自転車小売業界全体ではTSマークについて、購入者に加入するように言っているが、点検・整備についても義務化の必要があると思う。また、自転車を販売するときに保険加入を勧めることについても義務付けが必要だと思う。</p>	<p><input type="checkbox"/> 自転車利用者に対して自転車損害賠償保険等の加入を促す取組みは必要であることから、自転車小売業者の責務として、自転車購入者に対しその加入を勧めることを努めるよう規定したい。</p>
<p>保険者の責務として、市民に対して自転車損害賠償保険等の加入を勧めるという規定は条例に入れて頂いた方がよい。</p>	<p><input type="checkbox"/> 保険者による啓発は、条例に規定がなくとも行われるものであり、改めて規定は設けないこととしたい。</p>

※: 条例に規定する内容について検討する事項
: 今後の取組みの内容について検討する事項

第2回懇談会における意見に対する仙台市の考え方について

委員からのご意見	仙台市の考え方
4. 自転車の点検・整備の促進	
<p>安全でない自転車を使うのは許されないことであり、毎年1回は点検・整備を受けることを義務づけて、強い姿勢を見せることが大事だと思う。</p>	<p><input type="checkbox"/>自転車の点検・整備については、自転車を安全に利用するために必要な取組みであると認識しており、自転車利用者等の責務として、定期的な点検・整備の実施に努めるよう規定したい。</p>
5. 自転車の走行環境の整備	
<p>条例は一度作ると、改正するのが難しいので曖昧な条文を規定するのではなく、明確に方向性を示すため、例えば、歩道において自転車を乗ってはいけない区間を指定する趣旨の規定などを設けるべき。</p>	<p><input type="checkbox"/>歩行者と自転車が交錯することが常態化している歩道においては、自転車の対歩行者、対自転車事故を防ぐため、市の責務として、自転車を押し歩く区間を指定できるよう規定したい。</p>
<p>全国的に自転車は車道に降ろすという流れになっているが、現実には自転車が通行できる歩道を作ってしまったので、歩道を走る場合の危険性を教育しなければならない。 仙台市では車道、自転車道、自転車歩行者道の三通りの道路が混在しており、教育が難しいと思う。</p>	<p><input type="checkbox"/>自転車が安心して走行できる走行環境の実現のため、市の責務として走行環境の整備を推進するよう規定したい。 また、その具体的な整備箇所や整備内容については、条例ではなく、杜の都の自転車プラン等他の計画等に基づき進めて参りたい。</p>
<p>自転車は車道を走らせるというのは全国的に共通認識で、歩道は例外であり、まず原則を守らなければならない。例外として歩道を走っても良い場合があるだけで、実際は走ってはいけない歩道も走っている現状である。現状の適当さをそのまま条例で形にするのではなく、行政が条例に規定することが大事だと思うので議論して欲しい。</p>	
<p>自転車では恐ろしくて車道は走れない。多く的人是は怖いと思う。車道の自転車通行部分を作らないと、歩道を走る人は減らない。自転車専用部分の整備と教育とで一体で行うべき。</p>	

※: 条例に規定する内容について検討する事項
: 今後の取組みの内容について検討する事項